

## 議第107号

## 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条中「いい、婚姻した女子を除く」を「いう」に改める。

第2条 滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条中「6歳以上」を削る。

第22条第2項中「または同伴して」を「同伴し、またはとどめて」に改める。

第24条の次に次の2条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第24条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノおよび同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。第27条第2項第12号において同じ。）の提供を求めてはならない。

（使用済み下着等の譲受け等の禁止）

第24条の3 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に対し、対償を供与し、またはその供与の約束をして、当該青少年から使用済み下着等（青少年が一度使用した下着または青少年のだ液もしくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称する物を含む。以下この条において同じ。）を譲り受けること。
- (2) 青少年から使用済み下着等の有償の譲渡の委託を受けること。
- (3) 青少年に使用済み下着等の有償の譲渡の相手方を紹介すること。
- (4) 青少年に使用済み下着等を有償で譲渡するよう勧誘すること。

第25条に次の1号を加える。

- (8) 前条に規定する行為

第27条第2項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 第24条の2の規定に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、もしくは困惑させ、または当該青少年に対し、対償を供与し、もしくはその供与の申込みもしくは約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

(13) 第24条の3の規定に違反した者

付 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。